

発言取消申出書の取扱い

1 発言取消申出の概要

(1) 発言日（審査局）

令和4年10月11日（国際局関係）

(2) 発言者

佐久間 衛 委員

(3) 発言の取消しを求める範囲

特定の個人の私生活に関する発言等について

2 発言取消申出書の取扱い（案）

後日、委員会記録を調査の上、正副委員長において、
しかるべく措置をする。

参 考



令和4年10月11日

横浜市会議長

清水 富雄 様

横浜市会議員 佐久間 衛

発 言 取 消 申 出 書

令和4年10月11日の決算第一特別委員会（国際局審査）における以下の私の発言を取り消したいため、申し出ます。

発言の取消しを求める範囲

特定の個人の私生活に関する発言等について